

# 経 済 産 業 省

20181108貿局第2号  
輸出注意事項30第26号

大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等についての一部を改正する通達を次のように制定する。

平成30年11月16日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等についての一部を改正する通達

大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について（平成24年4月2日付け平成24・03・23貿局第1号・輸出注意事項24第24号）の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、平成31年1月9日から施行する。

大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について（平成24年4月2日付け平成24・03・23貿局第1号・輸出注意事項24第24号）

改 正 後	現 行																								
(略)	(略)																								
記	記																								
<p>1. 輸出者が確認すべき事項 (略)</p> <p>なお、シリアを仕向地とする場合は、上記の確認に加え、下記の貨物を輸出する際には、上記と同様に懸念相手先等における核兵器等の開発等を助長することがないように、輸出者等において（4）及び（5）の用途・需要者の確認も特に慎重に行うこと。</p>	<p>1. 輸出者が確認すべき事項 (略)</p> <p>なお、シリアを仕向地とする場合は、上記の確認に加え、下記の貨物を輸出する際には、上記と同様に懸念相手先等における核兵器等の開発等を助長することがないように、輸出者等において（4）及び（5）の用途・需要者の確認も特に慎重に行うこと。</p>																								
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">懸念される用途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. ～ 1 2. (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1 3. <u>塩素-アルカリ電解槽（水銀電解槽、隔膜電解槽又はイオン交換膜電解槽を含む。以下同じ。）</u></td> <td><u>化学兵器</u></td> </tr> <tr> <td>1 4. <u>チタン電極（他の金属酸化物でコーティングされたものを含む。）であって、塩素-アルカリ電解槽に使用するよう設計したもの</u></td> <td><u>化学兵器</u></td> </tr> <tr> <td>1 5. <u>ニッケル電極（他の金属酸化物でコーティングされたものを含む。）であって、塩素-アルカリ電解槽に使用するよう設計したもの</u></td> <td><u>化学兵器</u></td> </tr> <tr> <td>1 6. <u>チタン-ニッケルのバイポーラ電極（他の金属酸化物でコーティングされたものを含む。）であって、塩素-アル</u></td> <td><u>化学兵器</u></td> </tr> </tbody> </table>	品 目	懸念される用途	1. ～ 1 2. (略)	(略)	1 3. <u>塩素-アルカリ電解槽（水銀電解槽、隔膜電解槽又はイオン交換膜電解槽を含む。以下同じ。）</u>	<u>化学兵器</u>	1 4. <u>チタン電極（他の金属酸化物でコーティングされたものを含む。）であって、塩素-アルカリ電解槽に使用するよう設計したもの</u>	<u>化学兵器</u>	1 5. <u>ニッケル電極（他の金属酸化物でコーティングされたものを含む。）であって、塩素-アルカリ電解槽に使用するよう設計したもの</u>	<u>化学兵器</u>	1 6. <u>チタン-ニッケルのバイポーラ電極（他の金属酸化物でコーティングされたものを含む。）であって、塩素-アル</u>	<u>化学兵器</u>	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">懸念される用途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. ～ 1 2. (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>1 3. (新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> </tbody> </table>	品 目	懸念される用途	1. ～ 1 2. (略)	(略)	<u>1 3. (新設)</u>	<u>(新設)</u>						
品 目	懸念される用途																								
1. ～ 1 2. (略)	(略)																								
1 3. <u>塩素-アルカリ電解槽（水銀電解槽、隔膜電解槽又はイオン交換膜電解槽を含む。以下同じ。）</u>	<u>化学兵器</u>																								
1 4. <u>チタン電極（他の金属酸化物でコーティングされたものを含む。）であって、塩素-アルカリ電解槽に使用するよう設計したもの</u>	<u>化学兵器</u>																								
1 5. <u>ニッケル電極（他の金属酸化物でコーティングされたものを含む。）であって、塩素-アルカリ電解槽に使用するよう設計したもの</u>	<u>化学兵器</u>																								
1 6. <u>チタン-ニッケルのバイポーラ電極（他の金属酸化物でコーティングされたものを含む。）であって、塩素-アル</u>	<u>化学兵器</u>																								
品 目	懸念される用途																								
1. ～ 1 2. (略)	(略)																								
<u>1 3. (新設)</u>	<u>(新設)</u>																								
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																								
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																								
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																								

カリ電解槽に使用するよう設計したもの				
17. アスベストの隔膜であって、塩素-アルカリ電解槽に使用するよう設計したもの	化学兵器		(新設)	(新設)
18. ふっ素重合体を基材とした隔膜であって、塩素-アルカリ電解槽に使用するよう設計したもの	化学兵器		(新設)	(新設)
19. ふっ素重合体を基材としたイオン交換膜であって、塩素-アルカリ電解槽に使用するよう設計したもの	化学兵器		(新設)	(新設)
20. 圧縮機であって、湿潤又は乾燥状態の塩素をその構造に関わらず圧縮するよう設計したもの	化学兵器		(新設)	(新設)
21. 水銀(7439-97-6)、塩化バリウム(10361-37-2)、硫酸(90%以上の重量濃度)(7664-93-9)、3,3-dimethyl-1-butene(558-37-2)、2,2-ジメチルプロパナール(630-19-3)、2,2-dimethylpropylchloride(753-89-9)、2-メチルブテン(26760-64-5)、2-chloro-3-methylbutane(631-65-2)、ピコナール(76-09-5)、2-メチル-2-ブテン(513-35-9)、ブチルリチウム(109-72-8)、プロモ(メチル)マグネシウム(75-16-1)、ホルムアルデヒド(50-00-0)、2,2'-イミノジエタノール(111-42-2)、炭酸ジメチル(616-38-6)、N-メチルジエタノールアミン(105-59-9)、Methyldiethanolamine hydrochloride(54060-15-0)、メタノール(67-56-1)、エタノール(64-17-5)、1-ブタノール(71-36-3)、2-ブタノール(78-92-2)、イソブタノール(78-83-1)、2-メチルプロパン-2-オール(75-65-0)、シクロヘキサノール(108-93-0)	化学兵器		(新設)	(新設)

、ジエチルアンモニウム=クロリド(660-68-4)、ジイソプロピルアミン-塩酸塩(819-79-4)、キヌクリジン-3-オン塩酸塩(1193-65-3)、3-Quinuclidinol hydrochloride (6238-13-7)、(R)-3-Quinuclidinol hydrochloride (42437-96-7)、N,N-Diethylaminoethanol hydrochloride (14426-20-1)又は2-ジイソプロピルアミノエタノール塩酸塩(63051-68-3)